**「みえ消防団応援の店」事業実施要綱**

（趣旨）

第１条　この要綱は、地域防災の要となる消防団員やその団員を支える家族への応援の輪を広げることで、消防団への理解を促進し、もって地域防災力の充実強化につなげることを目的として、三重県内の消防団員及びその家族（以下「団員等」という。）に対し、サービス等を提供することにより消防団を応援する事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第２条　この事業は、三重県消防協会（以下「県協会」という。）を実施主体とし、三重県及び関係市町も協力して実施するものとする。

（応援の店に関する基本的な考え方等）

第３条　みえ消防団応援の店（以下「応援の店」という。）は、第１条の趣旨に賛同し、自主的にサービス等を提供するものとする。

２　この要綱におけるサービス等とは、団員等が受けることができる利用料金及び商品価格の割引、記念品や飲食物の提供及び買い物ポイント加算等を始めとした各種サービスのことをいう。

（登録）

第４条　応援の店に登録しようとする事業所は、当該事業所が所在する市町を所管する県協会の支会（以下「管轄支会」という。）へ「みえ消防団応援の店登録申込書（様式１）」（以下「登録申込書」という。）により登録を申し込むものとする。ただし、事業所の所在地が複数の管轄支会に跨る場合は、主たる事業所が所在する管轄支会に提出することとし、県内に主たる事業所が所在しない場合は、県協会に提出することとする。

２　登録申込書を受理した管轄支会は、県協会ホームページに登録するとともに、登録申込書のコピーを県協会に提出することとする。

（表示証の交付）

第５条　管轄支会は、前条の規定により登録申込書が提出されたときは、その内容を確認し、登録することが適当と認めるときは、登録された事業所に対し、「表示証（第２号様式）」を交付するものとする。

２　登録事業所は、当該店舗の入口等の見えやすい場所に表示証を掲示するとともに、自らが作成するパンフレット、チラシ、ポスター、ホームページ等に掲載するよう努めるものとする。

（消防団員カードの交付）

第６条　県協会は、「消防団員カード（第３号様式）」について、各市町を通じて団員に交付する。

（消防団員カードの有効期限）

第７条　有効期限は、発行日から３年以内とし、消防団員カードに記載する日までとする。ただし、有効期限前に消防団を退団したときは、その日までとする。

（消防団員カードの提示）

第８条　団員等は、応援の店からサービス等の提供を受けようとするときは、消防団員カードを示すとともに、応援の店から運転免許証等の身分証明書の提示を求められた場合、その指示に従わなければならない。

（遵守事項）

第９条　団員等は、応援の店からサービス等の提供を受けようとするときは、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

　（１）消防団員カードを不正に使用し、又は他人に貸与し、若しくは譲渡しないこと。

　（２）応援の店が定めるサービス等に関して強要しないこと。

２　前項の規定に違反して、応援の店に損害を与えたときの責任は、消防団員カードの所有者本人が負うものとする。

（応援の店の公表）

第10条　県協会と県及び市町は、応援の店の名称、住所及びサービス内容等をホームページ等に公表することができる。

（登録の変更及び廃止）

第11条　応援の店は、当該登録の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、「みえ消防団応援の店登録内容変更・廃止申出書（第４号様式）」により、登録申込書を提出した県協会又は管轄支会に申し出るものとする。

２　県協会及び管轄支会は、前項に規定する申し出があったときは、速やかに登録内容を変更し、又は廃止するものとする。

３　前項の規定により登録を廃止した応援の店は、速やかに表示証を取り外すものとする。

（登録の取り消し）

第12条　県協会は、応援の店が事業を廃止したとき、又は応援の店としての登録が適当でないと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

２　前項の規定により登録を取り消された応援の店は、速やかに表示証を取り外すものとする。

（その他）

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年６月２日から施行する。

第１号様式（第４条関係）表面

みえ消防団応援の店登録申込書

平成　　年　　月　　日

三重県消防協会　あて

　「みえ消防団応援の店」制度の趣旨に賛同したので、消防団応援の店への登録を次のとおり申し込みます。

申込者　郵便番号　　　　　－

住　　所

　　　　　氏名・法人名

　代表者役職氏名（個人事業者は記載不要です）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 店舗等名称 | （ﾌﾘｶﾞﾅ） | | | |
| 店舗等所在地 | 〒　　　－ | | | |
| 電話・ＦＡＸ番号 | 電　話：  ＦＡＸ： | | | |
| 営業時間 | ：　　　～　　　：  　　　　　　：　　　～　　　： | | | |
| 定休日 |  | | | |
| ＨＰアドレス |  | | | |
| 提供いただける  サービス内容等  （複数可） | サービス内容 | | 対象者 | 備　考 |
|  | |  |  |
|  | |  |  |
|  | |  |  |
| 消防団員カード  以外の確認書類 | （消防団員カード提示のみで良い場合は「不要」とご記入ください） | | | |
| 全国消防団応援の店への登録 | 希望する　　・　　希望しない　　※裏面を参照 | | | |
| 利用者状況の把握 | できる　　　 ・ できない 　　※裏面を参照 | | | |
| 連絡先  担当者名 | （ﾌﾘｶﾞﾅ） | 電話： | | |
| ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ： | | |

※太枠内の情報は、三重県消防協会、三重県及び市町のホームページ等で公開します。

※複数の店舗・施設を申請いただく場合は、店舗等の一覧表を添付のうえ、本申込書を提出してください。

※提供いただけるサービス内容等の記入例については、裏面をご参照ください。

第１号様式（第４条関係）裏面

（提供いただけるサービス内容等の記入例）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービス内容 | 対象者 | 備　考 |
| 購入金額（会計）の10％割引 | 消防団員及びその家族 | 一部商品は除く |
| お食事料金の5％割引 | 消防団員を含む団体全員 | ランチは対象外 |
| ドリンク一杯無料サービス | 消防団員を含む団体全員 | １名様3,000円以上の飲食に限る。 |
| ボウリング１ゲーム無料 | 消防団員を含む団体全員 | ３ゲーム以上プレイした方に限る。 |
| ポイント２倍 | ポイントカードを有する消防団員 | 500円以上の購入に限る。 |
| 粗品進呈 | 消防団員及び同伴家族２名まで | お食事いただいた方に限る。 |
| 全品50円引き | 消防団員のみ | 他のサービス券等は併用不可 |
| 入浴料金100円割引 | 消防団員及びその家族 | 土日祝祭日は除く。 |
| 理容料金200円割引 | 消防団員及びその家族 |  |
| マイカーローンの通常金利から0.2％引き下げ | 消防団員のみ |  |

※「全国消防団応援の店」とは

　　三重県内の消防団員だけでなく、全国の消防団員に対し、サービスを提供いただくのが「全国消防団応援の店」です。ご登録いただくと、実施機関である公益財団法人日本消防協会のホームページにサービス内容や店舗情報などが掲載されるとともに、「全国消防団応援の店」表示証が交付されます。

　　県外からの来客が見込まれる店舗等によっては、ＰＲ効果が期待できますので、ご登録の検討をお願いします。

※利用者状況の把握について

　　この制度を効果的なものとするため、アンケート調査を実施し、利用者人数等を把握させていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

第２号様式（第５条関係）

表示証



第３号様式（第６条関係）

消防団員カード

（表面）



（裏面）



第４号様式（第１１条関係）

みえ消防団応援の店登録内容変更・廃止申出書

平成　　年　　月　　日

　三重県消防協会　あて

申請者　郵便番号　　　　　－

住　　所

　　　　　　氏名・法人名

　　　　　代表者役職氏名（個人事業者は記載不要です）

　消防団応援の店の登録内容の　変更・廃止　について、次のとおり申し出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 店舗等の名称 |  |
| 変更・廃止  年月日 | 平成　　年　　月　　日 |

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 |  |
| 変更後 |  |

※「変更前」及び「変更後」の欄には、第１号様式「みえ消防団応援の店登録申込書」の太線内の内容（店舗等名称・所在地、電話番号、定休日、サービス内容等）に変更が生じた場合、その変更内容を記載してください。